

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業
「まず大人が知ろう！自分らしく生きていくための性の知識 vol.2」事業
実施に関する協働協定書



特定非営利活動法人にじの絲（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業（以下「推進助成事業」という。）の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

（目的及び目標）

第1条 推進助成事業は、市民が地域で自分らしく生き生きと過ごし、健康に暮らせるまちづくりを目的として、甲と乙が協働して実施する。

2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。

- (1) 子どもにかかわる大人たちに、正しい性についての知識を届ける。
- (2) 大人を通して、子どもたちが正しい性の知識を得る機会を創出する。
- (3) 子どもたちが性について知る機会や話す機会を持ち、信頼して話せる大人が身近にいる、安心して暮らせる地域をつくる。

（相互理解と対等の原則）

第2条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

(役割分担)

第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。

事業項目	甲の役割	乙の役割
(1)事業広報	1. 事業PR (市広報媒体以外) 2. チラシ配架 (市公共施設等以外) 3. 団体等ホームページ、SNS 等での 広報	1. 市報への掲載依頼 2. 市ホームページでのPR 3. その他市広報媒体でのPR 4. 市公共施設等へのチラシ配架
(2)事業実施準備	1. 事業実施内容検討打ち合わせ 2. 事業実施内容の決定 3. チラシ作成 4. 受講者の募集・受付 5. つながる BOOK 配布希望受付	1. 事業実施内容検討打ち合わせ 2. 事業実施に伴う (市等) 関係行政機 関との調整
(3)事業実施	1. 事業全般にかかる運営 2. 講座動画撮影 3. 講座動画配信 4. つながる BOOK 配布 (市公共施設 等以外) 5. 報告書の作成	1. 講座動画撮影立ち合い 2. つながる BOOK 配布 (市公共施設等)

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

- (1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属
 - ア 協定書に基づく事業の履行
 - イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
 - ウ この事業で得る成果物
- (2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属
 - ア 協定書に基づく事業の履行
 - イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ

(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の
第6条
推進助
成事業
するも

(協定の
第7条
日を

(その
第8条
協議

本協定
令

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

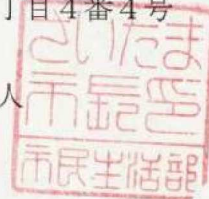
令和5年 5 月 1 日

埼玉県比企郡ときがわ町大字 [redacted] 番地7

甲 特定非営利活動法人 にじの
代表理事 吉野 愛

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

乙 さいたま市
さいたま市長 清水 勇人



こおける

PR
ン配架

合わせ
関係行政機

公共施設等)

ける。た

実施状
を果た